

消費生活センターだより

冬場の暖房器具の事故に注意しましょう

例年、冬場になると暖房器具の誤使用・不注意による事故が多く発生しており、中には命に関わる重大な事故も発生しています。製品は正しく使用し、冬場を安全に過ごしましょう。

石油ストーブ・ファンヒーター

こぼれた灯油に引火

- ・給油するときは、必ず火を消しましょう。

就寝中に一酸化炭素中毒

- ・使用するときは、こまめに換気をし、就寝時は使用しないようにしてください。

ガソリンを給油して火災

- ・誤ってガソリンを入れると異常燃焼を起こします。保管場所に注意してください。



電気ストーブ・こたつ

衣類・布団が触れて火災

- ・洗濯物を乾かして火災になった事例もあります。
加熱部分に可燃物を近づけないよう注意してください。



ゆたんぽ

低温やけど

- ・ゆたんぽは、就寝前に布団の中に入れ、温まったら出しましょう。
- ・「低温やけど」は、ゆたんぽやこたつの他、使い捨てのカイロなどでも発生します。同じ部位を長時間温めないでください。



古い製品を使い続けていませんか？

電気製品や燃焼機器などは、長期間使用しているうちに熱や湿気、ほこりなどの影響により、部品が劣化して発煙や発火の恐れがあります。(例：扇風機、ガス瞬間湯沸かし器)
変な臭いや音、いつもと違うと感じたら、使用を中止して、販売店・製造業者に相談してください。

リコール製品を使っていますか？

リコールとは、何らかの欠陥・不具合・事故の発生などにより、安全上の問題が生じる可能性がある製品や、予防的措置が必要な製品に対し、事業者が回収、修理などを行うものをいいます。
リコール製品をお持ちの場合は、直ちに使用を中止して、販売店・製造業者に相談しましょう。

リコール情報サイト(消費者庁)
<https://www.recall.caa.go.jp/index.php>



インターネットを介した「暮らしのサービストラブル」

鍵の修理や害虫の駆除、不用品の廃棄などが必要になった場合、専門の事業者に依頼することがあります。

こうしたサービスを安価にやってもらおうとインターネットで事業者を検索し、「見積もり無料」という広告を見て事業者に来てもらったところ、「見積もりにかかった費用を請求された」、「当日、高額な作業料を請求された」といった相談が寄せられています。

このようなトラブルに遭わないためのポイントをご紹介します。

相談事例

鍵の紛失



鍵を紛失したことに気が付き、慌ててインターネットで探した鍵業者に電話したところ、「料金は1万円余り、追加料金がかかる場合もある」と言われ、自宅に来てもらった。

業者に見てもらおうと、「特殊な鍵なので5万円かかる」と言われ、あまりにも高額なので断ったところ、キャンセル料を請求された。

その後、別の業者に依頼したら、2万円程度で開錠してもらえた。

蜂の巣駆除



蜂の巣の駆除のため、インターネットで探した事業者に電話をし、見積もりは無料ということだったので、とにかく現場を見てもらうことにした。

当日、作業員が自宅に来て、「2階に上らないと見積できない。別途費用が必要だ」と言われ、留守番をしていた祖母が代金を支払ってしまった。

ホームページでは「見積もり・出張無料」と書いてあったのに、納得できない。

トラブルに遭わないために

広告の表示や電話で説明された料金をうのみにしない

害虫の発生状況や鍵の種類、不用品の内容などはさまざまです。現場の状況次第では、必ずしも広告の表示や電話での説明通りの料金で依頼できるとは限りません。

また、インターネットを介した事業者が必ずしも安価であるとは限りません。「業界最安値」などと広告に記載されていても安易に飛びつかないようにしましょう。

サービスの内容や料金を十分に検討しましょう

相談事例を見ると、サービスの内容や料金について十分に比較検討をしないまま依頼をしてしまい、トラブルにつながってしまっているケースが少なくありません。事業者によってサービスの内容や料金は異なります。必ず複数社から見積を取りましょう。

また、見積を依頼するときは、見積料やキャンセル料などが発生するのか、あらかじめ確認しましょう。

納得できないときはきっぱりと契約を断りましょう

サービスの内容や料金が事前の説明と異なる場合など、納得できないときは、たとえ契約を急がされてもその場で契約しないようにしましょう。

○他にも雨漏り修繕、外壁塗装工事などでもトラブルが発生しています。

○粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市が案内する方法で行いましょう。

安易に回収業者に依頼するとトラブルになる場合があります。

～消費生活に関する相談・出前講座と法律相談のお申し込みは鈴鹿亀山消費生活センターへ～

住所：鈴鹿市算所一丁目3番3号 鈴鹿農協平田駅前支店2階

TEL：059-375-7611 FAX：059-370-2900

【平日 午前9時～午後4時まで（祝日・年末年始を除く）】

◎土・日・祝日（年末年始を除く）は「消費者ホットライン」^{いちゃ!}188番へ

< 発行元 > 鈴鹿亀山地区広域連合・鈴鹿亀山消費生活センター